

## 令和4年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和4年8月3日（水）14：00～15：30

場所：和歌山県薬剤師会館4F大会議室

### 【開会】

石橋副課長

(以下「司会」)

定刻より少し早いんですけども、委員の皆さんおそろいの  
ようなので、審議会を始めさせていただいてよろしいでしょ  
うか。

ただいまから令和4年度第1回、和歌山県森林審議会を開  
催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のにもかかわらず、ご  
出席いただき誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の  
石橋でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは開会にあたりまして、和歌山県農林水産部森林・林  
業局長の田中雅道からご挨拶申し上げます。

局 長

皆さんこんにちは。

森林・林業局長の田中でございます。

本日は、森林審議会を開催いたしましたところ、委員の皆  
様方には、大変な猛暑の中、また、ご多忙の中にも関わりま  
せずご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

皆様には、平素から県政とりわけ林務行政の推進につきま  
して、格段のご指導とご高配を賜っておりますこと、この場  
をお借りして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨今の林業木材産業取り巻く情勢ですが、ウッドシ  
ョックの影響により、令和2年11月ごろから輸入材の価格  
高騰や入荷量減少が見られ、これに伴いまして、国産材への  
代替需要が高まり、国産材の価格も押し上げられました。

その後、輸入材の入荷量が増えまして、国産材の価格は下  
がりつつありましたが、本年の2月、ロシアによるウクライ  
ナ侵略や、円安の影響によりまして、価格の下降傾向は緩や  
かになっております。

こうした状況の中、県内の原木市場における柱と主要構造  
用材のスギ・ヒノキ1m<sup>3</sup>当たりの平均価格ですが、コロナ禍

局 長

前の令和元年と比べまして、昨年 10 月には 60% 高の 1 万 9,287 円とピークになり、本年 6 月では 48% 高の 1 万 6,592 円となっております。

一方、好調でしたアメリカの住宅着工戸数ですが、住宅金利の上昇に伴いまして、本年 6 月では前月比 2% 減少したと言われるなど、先行きが不透明な状態でございます。

このため今後もウッドショックの状況を注視していく必要があると考えております。

また、国内では、脱炭素社会の実現に向けまして、木造建築物の推進であったり、森林クレジット創出拡大に向けた J-クレジットの制度の見直しなどが進められております。

J-クレジットにつきましては、8 月 5 日、明後日に開催されます J-クレジット制度運営委員会で、見直しが決定されるとのことでございます。

次に、昨年 7 月 3 日に発生いたしました、静岡県熱海市での大規模な土石流災害から 1 年が経過いたしました。

この間本県では、県土整備部が中心となりまして土砂災害が発生する可能性のある区域を総点検いたしまして、林務部局所管分につきましては、詳細な調査を実施した上で対策を行うべき箇所というのを 2ヶ所抽出いたしました。

1ヶ所につきましては、行為者を指導しまして、すでに盛土を撤去させ安全を確保しております。

もう 1ヶ所は、今月から詳細調査を実施するというところでございます。

国ではこの災害を踏まえまして、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称を盛土規制法と呼ばれておりますけども、この盛土規制法を 5 月 27 日に公布いたしまして、先日、国土交通省主催で、説明会が開催されました。

その盛土規制の内容につきまして、後程、担当課からご説明をさせていただきます。

また、本年 4 月に策定し、すでに取り組み始めてございます「和歌山県森林・林業”新”総合戦略」につきましても、後程ご説明をさせていただきます。

素材生産量のさらなる增量と、担い手の確保など、各分野において重点的に取り組むべき内容を定め、本県林業の活性化を推進して参りたいと考えておりますので、皆様方には今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

局 長

最後になりましたが、本日の森林審議会、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますよう、お願ひをいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。  
本日はよろしくお願ひいたします。

司 会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、■■■委員、■■■委員、■■■委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介させていただきます。  
森林・林業局 局長 田中雅道です。

林業振興課 課長 小川泰典です。

森林整備課 課長 原賢一郎です。

林業振興課 計画班長 小山幸司です。

森林整備課 治山班長 笠野伸也です。

それでは、次にお手元の資料の確認をお願いいたします。

本日お配りしております資料は、1枚もので配付資料一覧、次第、委員名簿、配席図です。

次に、A4 横綴じ右肩に資料 1 と書いてございます、森林保全部会審議結果報告（林地開発許可新規許可）。

それと、A4 縦判、左肩に資料 2 と書いてございます、和歌山県森林・林業”新”総合戦略。それと、参考資料としまして、令和 4 年度、森林・林業局施策方針。

それと A4 横版、右肩に資料 3 と書いてございます、盛土規制法の概要。

司 会

それと、A4 縦版の大空間木造建築物の事例紹介です。なお、資料 4 につきましては先日送付させていただきました資料に含まれていない、追加資料になってございます。

続いて参考資料として、和歌山県森林審議会関係法令等、最後に冊子になってます令和 4 年度森林・林業及び山村の概況でございます。

資料に不足等ございませんでしょうか。

それではここで、和歌山県森林審議会について、簡単にご説明いたします。

お手元に配付しております資料の、和歌山県森林審議会関係法令等の 1 頁をご覧ください。

当審議会は、森林法第 68 条第 1 項において、都道府県に都道府県森林審議会を置くとされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、森林審議会の所掌事務は、森林法第 68 条第 2 項、及び第 3 項の規定による事項となってございます。

具体的には、森林法に基づく事項として、地域森林計画の策定と変更に関すること。

地域森林計画の対象森林となっている、民有林における開発行為に関すること。

保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病害虫等防除法に基づく事項として、高度公益機能森林の指定と変更等に関することになってございます。

このほか、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申することとなってございます。

次に、続きまして本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

お配りしました審議会次第をご覧ください。

本日の審議は、(1) 会長・副会長の選定、森林保全部会の部会長及び部会委員の指名。

報告事項としまして、(2) 令和 3 年度第 1 回森林保全部会での審議結果の報告。

その他事項としまして、(3) 和歌山県森林・林業”新”総合戦略について、(4) 盛土規制に関すること、(5) 大空間木造建築物の事例紹介でございます。

- 司 会 それではこれより審議に移らせていただきます。  
まず、議事の一番としまして、(1) 会長・副会長の選出について、でございます。  
令和4年4月1日付で委員の委嘱をさせていただいた後、  
今回が最初の森林審議会となります。  
会長の選出につきましては、森林法第71条第1項の規定に基づき、委員の皆様の互選により選出していただくこととなつてございますが、会長の選出について、いかが取り計らい、  
いたしましょうか。
- 委員 ■ 委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 司 会 ただいま ■ 委員から、 ■ 委員に会長を務めていた  
だきたいと、ご意見がございましたが、いかがでしょうか。
- 各委員 (異議なし)
- 司 会 それでは各委員の方、異議なしということですので ■  
委員に会長をお願いしたいと存じます。  
それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森  
林審議会運営についての内規第5条の規定に基づき、 ■  
会長にお願いしたいと思います。  
■ 会長よろしくお願ひいたします。
- 長谷川会長 ただいま会長に選出していただきました、 ■ でござい  
(以下「議長」) ます。  
大変重役重職ということで緊張しておりますが、精一杯務  
めさせていただきたいと思いますので、どうか皆様のご協力  
のほどよろしくお願ひいたします。
- それでは、まずいろいろ手続きがございます。  
まず本日の議事録署名委員を選出させていただきます。  
私の方からご指名させていただきたいと思いますが、よろ  
しいでしょうか。
- それでは ■ 委員と ■ 委員にお願いしたいというふ  
うに考えております。

- 議長 よろしくお願ひいたします。
- 続きまして、副会長の選出でございます。
- 和歌山県森林審議会運営についての内規、第2条第1項によりまして、委員の互選により選出させていただくことになっております。
- いかがでしょうか。
- 委員 会長一任。
- 議長 ただいま会長一任というお声をいただきましたけれども、皆様いかがですか。
- そうしましたら、■委員にお願いしたいと考えております。
- よろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長 どうもありがとうございます。
- それでは■委員に副会長をお願いしたいと思いますのでどうかよろしくお願ひいたします。
- 続きまして、森林保全部会の部会長、及び部会委員の指名についてでございます。
- 指名に先立ちまして森林保全部会について事務局の方から簡単に説明をお願いできますでしょうか。
- 林業振興課 はい。
- 計画班長 事務局の小山です。
- よろしくお願ひします。
- 森林法施行令第7条第1項において、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができると規定されています。
- この規定に基づき、和歌山県森林審議会森林保全部会設置要綱を定めており、要綱第2条第2項において、4つの事項について審議することができると規定しております。
- 具体的には、森林法に基づく事項として、地域森林計画の変更に関すること。

林業振興課  
計画班長

森林の土地の保全に関すること。  
保安林の指定の解除に関すること。  
それから森林病害虫等防除法に基づく事項として、高度公  
益機能森林等に関することでございます。  
以上です。

議 長

はい。  
ありがとうございました。  
ただいま事務局からご説明いただきましたけれども、規定  
上この部会の委員につきましては、7人以内。  
会長が指名することになっております。  
それでは私の方から、森林保全部会の委員を指名させてい  
ただきます。  
まず森林保全部会の部会長には、[REDACTED] 委員にお願いした  
いと思います。  
よろしくお願ひいたします。  
そして森林保全部会委員につきましては、  
[REDACTED] 委員、  
[REDACTED] 委員、  
[REDACTED] 委員、  
本日ご欠席ですが [REDACTED] 委員、  
[REDACTED] 委員、  
[REDACTED] 委員、  
以上の7名の方に森林保全部会をお願いしたいと考えてお  
ります。  
どうかよろしくお願ひいたします。

続きまして議事2としまして、報告事項に移らせていただ  
きます。

令和3年度第1回森林保全部会での審議結果の報告につい  
てでございます。

事務局からご報告いただけますでしょうか

林業振興課長

はい。  
ただいまの報告の話なんですけども、前任の森林保全部会  
長でありました [REDACTED] 様が異動により代わられておりま  
すので、事務局から代わって報告させていただきます。

林業振興課長

資料の方が1番目の、この資料でございます。

今年3月の25日に開催しました森林保全部会において、林地開発新規許可案件1件について審議がなされ、また、林地開発許可事後報告分1件の報告が行われました。

事後報告分といいますのは、開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のものは、事後報告できることになっているため、許可後報告となつたものでございます。

資料の1頁目からの林地開発許可、新規許可案件についてですけども、こちらの申請者は、印南町の有限会社エコファームわかやまで、場所は印南町の羽六になります。

開発の目的は、農地の造成で、許可にかかる開発面積は10.8172haです。

部会の委員7名中6名で慎重に審議されまして、異議なしと決議し、3月25日付で、当会として適当であると認めると和歌山県知事に答申がされました。

なおこの際に委員の方から、農薬や肥料等はどのように、どの程度使われるのかというご質問がございまして、事業者に確認したところ、こちらは桑茶の製造を目的としておるため、無農薬で栽培し、肥料の方も極力使わないようにしたいという回答をいただいているところでございます。

また現況では、コナラ、シイ林であるため、カシノナガキクイムシの対策のため、伐採時期としまして、6月から7月は避けるようにと、委員からお話がありましたので、事業者の方にもそのように指導しているところでございます。

次に12頁からの林地開発許可事後報告案件につきましては、申請者はみなべ町の株式会社池田土木で、場所はみなべ町の東岩代になります。

開発の目的は農地の造成で、許可に係る森林の開発面積は9.0332haになっております。

以上、森林保全部会の審議結果の報告でございます。

議 長

どうもありがとうございました。

すでに答申が終わって事後報告という形でございますが、特に何か質問とかございますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

続きまして、その他事項の3番です。

議 長

和歌山県森林・林業”新”総合戦略についてに移ります。  
それではこちらにつきましても当局からご説明をお願いで  
きますでしょうか。

林業振興課長

はい。

資料はこちらのちょっと黄緑色の資料 2 というものをご覧  
ください。

和歌山県では、もともと長期総合計画が平成 29 年から 10 年  
間ということで計画があって、その前期の 5 カ年を和歌山県  
の森林・林業総合戦略ということで取り組んできました。

それが令和 3 年度で一応終了したため、令和 4 年度からの  
新たな 5 カ年のプランということで、和歌山県森林・林業 “新  
“総合戦略”ということで、新たに計画しまして、この 4 月に発  
表させていただいたところです。

今回その内容等についてご説明させていただきたいと思  
いますのでよろしくお願いします。

まず、1 頁の方をご覧いただきたいと思います。

ここではですね、前の総合戦略において取り組んできた結  
果と、そこでまた見えてきた課題についてちょっと書かせて  
もらってあります。

5 年間の取り組み結果で、まず素材生産量の方なんですけど  
も、26 万 m<sup>3</sup>を目指に取り組んできましたので、令和元年度で  
26 万 2000 m<sup>3</sup>ということでこの時目標は、ほぼ達成していたん  
ですけども令和 2 年がコロナの影響で、24 万 4000 m<sup>3</sup>とい  
うことで一旦落ち込みましたが、令和 3 年時の素材生産量は、26  
万 m<sup>3</sup>ということで、目標を達成することができました。

しかしながら、その内訳をちょっと棒グラフの方の中で見  
ていただきたいのですけども、緑の棒が、素材生産量全体の中  
の製材用材、部分になります。

ピンクの部分が合板用材でオレンジの部分が、バイオマス  
とかに行く燃料材になります。

その中でいうと、ピンクとかオレンジは、順調よく伸びてい  
るんですけども、緑の部分の製材用材が、ちょっとなかなか伸  
びておらず、製材事業に十分対応しきれていないというこ  
とが、この 5 年間の取り組みでわかつてきました。

また、担い手の減少、高齢化が進む中、この新規就業者につ  
いても、この 5 年間で 200 人を確保するということで取り組

林業振興課長

んできたところなんですけども、平成 29・30 年度というところはなかなかその新規就業者の獲得に苦労しております、令和元年度から 32 名、46 名、それから令和 3 年度は 52 名を確保することができましたけども、目標の 8 割ぐらいにとどまるような状況で、新規就業者については、目標達成になっていないという課題が出てきております。

それから、昨今の林業を取り巻く情勢としまして、やはりドローンであったりとか、AI カメラ、また、ICT やロボット、こういう先端技術の目覚ましい発展があるので、それを活用しつつ、今国際的には脱炭素とかの機運が高まっておりますんで、建築物の木造木質化、森林吸収減対策、そういうのを絶好の機会であるというふうにとらえまして、今回この 5 カ年の計画を策定したところです。

内容的には、今まで素材生産量だけを考えてきたところなんですけども、やはり林業収益の度合いにも焦点を当てまして、それで ICT など新技術を活用したスマート林業を推進するとともに、林業の担い手の確保育成、それから適正な森林管理、それから、持続的な森林・林業・木材産業、こちらをしっかりと推進していくというふうに、今回定めております。

その中でちょっと 2 頁めくっていただきたいんですけども、今後の 5 年間につきましては、3 番目というところで大きな目標数値をかけさせてもらっています。

まず、素材生産量につきましては、現状 26 万 m<sup>3</sup> のところを、令和 8 年には 35 万 m<sup>3</sup> ということで 9 万 m<sup>3</sup> の増。

それから林業産出額のうち木材生産の部分は約 20 億円、こちらを令和 8 年が約 30 億 4000 万円、11 億円の増というところを目指にして取り組んでいきたいと。

それから、この総合戦略の中にはですね、各項目ごとに目標を定めて、それに関連する実績を、その年度ごとに取りまとめ、その結果、遅れているところ、また、課題が見えてきたところ、そんなんを施策に適切に反映し行なっていきながら、目標の着実な実現につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

その中で、3 頁ですけども大きな項目としましては、まず素材生産体制の強化。

それから、素材流通体制の強化。

それから、紀州材加工販売体制の強化。

林業振興課長

それから、紀州材利用の拡大。

それから、林業担い手の確保、これらを取り組みながら、森林管理の方もしっかり進めていこうというふうな内容になっています。

その中の具体的な項目を見ていきますと、4頁の方をちょっとご覧いただきたいと思います。

次の頁になります。

まず素材生産体制の強化というところでございます。

やはり素材生産の効率化、省力化を図るためにには、高性能林業機械やICTの導入など、スマート林業の推進、それから、今まで行ってきたような林道などの基盤整備の促進、こういうのを図っていくことが重要と考えております。

そういうことの中で、今現在、油圧式集材機、架線式グラップル、それから林業用資材運搬ドローン、遠隔式荷外し器であったりとか、丸太材積自動計測器、こんなものも活用しながらですね、労働力の効率化、省力化を図っていって、素材生産体制を強化して参りたいというふうに考えてございます。

また2番目としまして、ICTを活用した森林クラウドシステムの整備ということで、これまで森林調査における労働力を低減したりとか、また、事務手続きとしまして森林経営計画の認定申請、伐採届の提出、こういったものが、今まで紙ベースで行われてきたところなんんですけども、それを電子申請化しまして、またその許可とか承認手続きもですね、簡略化するような仕組みを、森林クラウドシステムという中で作っていきたいというふうに考えてございます。

こちらについては今年度取り組んでいくような格好で進めております。

続いて5頁目になります。

林道や作業道の整備というところです。

やはり、合理的な原木の集材運搬、また、こういうふうな高性能林業機械の搬入などを行うには、林道の計画的な実施が必要になってきます。

また、今後大量輸送を推進するためには、大型車両が安全に通行できるような、既設林道の改築や改良が必要になってきています。

そのためこういうふうな林道整備を推進するとともに、山土場の方ですね、しっかり製材用材合板用材バイオマス用

林業振興課長

材をしっかりと仕分けしていただいて、直送し、運送コスト等の低減を図るような山の整備を促進いたします。

また ICT の関係で言いますと、ちょっと一番下に書いてあるんですけども、航空レーザ計測で、獲られたデータを用いまして、例えば、A 地点から終点までの路網の線形をですね、自動で設計できるようなソフトが、現在できておりますので、そんなんを活用しながら、現地調査の労力、こちらの方の軽減を図っていきたいというふうに考えてございます。

続きまして次の頁を見ていただいて、6 頁をご覧いただきたいと思います。

それから、⑤のところをちょっと見ていただきたいんですけども、⑤の方はやはり切ったらちゃんとしっかりと植えていくというところですね。

伐採から植栽までの一貫作業システムやエリートツリーの植栽の普及をしっかり図っていきたいと考えてございます。

エリートツリーにつきましてはですね、従来の苗木に比べて成長がすぐれているということがありましたので、その植栽した後のですね、下刈りであったりとか、保育に対して結構労力が軽減されるというふうに言われております。

そういうことの中で一番下の緑の囲いのところは、この素材生産体制の強化というところでの目標数値を書かせていただいております。

目標数値について達成できるよう、この 5 年間で取り組んでいきたいというふうに考えてます。

続きまして 7 頁の素材流通体制の強化です。

流通におきましては、やはり製材所等のニーズに対応した原木の安定供給を図っていくということで、今回 ICT を活用した需要別原木判別システムを整備していきたいというふうに考えております。

具体的にどんなものかというとですね、これも航空レーザ計測データを使いまして、スギ・ヒノキに限ってになりますけども、一本一本の樹高であったりとか、胸高直径がデータとして、今の現状よりも正確なデータを取ることができます。

それをとることによりまして、現場毎の需要の、例えばスギの径 20 cm のぐらいの材がどの辺に偏っているかということが山の中では、なかなか今まで見つけられにくかったんですけども、この情報を元にですね、どこら辺に固まっている、例

林業振興課長 えればそれが林道からの、沿線に固まっているということであれば、すぐさまその場所が大体わかるというシステムですね、これも今年度整備し、林業事業体や製材所に使っていただこうと考えているところです。

こちらの方の整備につきましても先ほどの森林クラウドシステムの中に入るというイメージで、一緒になって整備していくように考えております。

②の方は、昨年度から取り組んでおります、原木の強度表示における、付加価値の向上というところであります。

今まで強度表示は製材品の方でやってたんですけどもそれをまだ原木の状況から強度表示をして、販売競争力を強化していくこということで去年から、県内四つの原木市場の方で取り組んでいただいております。

和歌山県は、特にスギまたヒノキともに、全国的に強度が高いということがありますので強さを生かして、取り組んでいきたいと。

それでまた今後、強度表示等の原木のインターネット販売も促進して参りたいと考えております。

続きまして8頁の方でございます。

8頁の方は紀州材の加工販売体制の強化というところです。

やはり加工施設の整備であったりとか、乾燥機の導入などによりまして、加工事業者の販売力強化も必要になってきます。

このためこういうふうな施設整備の方を、強化促進をさせていくとともに、加工事業者の販売力強化、こちらの方も図っていきたいと考えております。

現在紀州材の販路拡大開拓するためには、大規模展示会への出展、紀州材展の開催、それから、都市部自治体との連携、こんなんも進めておりますけどもこれをさらに進めていきたいと考えてます。

また、令和3年度から取り組んでおります、県外への販路拡大、シェア拡大ということですね。都市部の県外工務店で、紀州材を扱ってくれるような、新規に扱ってくれるようなところに対して、県もしっかり支援し、県内の製材所から、県外工務店への、紀州材のシェア拡大を獲得していこうというふうな計画も進めしておりますので、ここをしっかりと取り組んで、販売力強化につなげていきたいというふうに考えてございま

林業振興課長

す。

四つめ、次の頁でございます。

紀州材の利用拡大、こちらにつきましては、今まで住宅であったりとか、公共建築物の木造木質化、これを進めておったんですけども、それはもちろんのこと、今後につきましては、民間での木材利用も推進していきたいと考えております。

今、国の方では、脱炭素社会の実現に向けていろんな取り組みが進められております。

そういうようなことの中でですね、木造建築物の炭素固定による環境への貢献などの意義を普及しながら、民間事業者との建築物木材利用促進協定の締結を進めて参りたいと考えています。

また、建築士等を対象した木造設計に関する研修会も実施し、それを後押ししていきたいと考えてます。

その他公共土木工事における木材利用の推進も図って参ります。

最近では木製ガードレールといいまして、景観に配慮した施設整備を行っているところます。

高野山へ行く道であったりとか、白浜あたりで、この木製ガードレールが見られると思います。

次の頁は飛ばしてください。

5番目の林業担い手の確保育成のところでございます。

11頁になります。

この事業を進めていくためには、やはり林業の担い手の確保育成、こちらが非常に重要でございます。

それで最近では令和元年度からですけども県の森林環境譲与税を活用して、都市部において和歌山林業体感セミナーを開催し、またSNS等を活用し、情報発信をして、新規就業者の獲得に努めているところでございます。

これを継続し、どんどん進めていきたいと思います。

またその他にも、和歌山林業労働力確保支援センターがありまして、林業の無料職業紹介、これはハローワークの林業版ということで、厚生労働省の許可をとりまして、林業の無料職業紹介事業を実施しております。

それからやはり都市部から和歌山県へ呼んでくるために

林業振興課長 は、住まいであったりとか、暮らしにおける相談がやっぱり必要になってきますんで、それに対応するために、和歌山定住サポートセンターや市町村とも連携しまして、和歌山林業就業相談会、これを県外、また県内で開催し、起業、就業希望者の相談に対応していきたいと考えています。

これも現在やっておるところでございます。

ちなみに令和3年度では、34のイベント等に出まして、林業で約4百名の方々と面談をさせてもらっておるところでございます。

続いて②和歌山県農林大学校林業研修部での人材育成、こちらの方もしっかり取り組んでいこうということですね、平成29年に開校して以来、令和3年度までに19名の方が修了し、ほとんどの方が林業に就業されています。

令和4年度は8名が研修中でございます。

こういったように、和歌山県の林業研修部、こちらの方も、だんだんと知名度が上がっておりまして、定員10名のところ、昨年は11名、今年は8名になっておりますけれども合格は10名だったんですが、2名が辞退ということになって残念ながら8名ということになっております。

最初は、3名から5名というところだったので、だんだん知名度が上がってきたのかなと考えております。

森林3次元計測システムなど新しい機械をしっかりと備えて、それをどういうふうに林業の方で使っていくかという技術、また知識、そんなんをしっかり教えて、それを担える人材を育成していきたいと思います。

次の頁の方をご覧いただきたいと思います。

12頁でございます。

やはり林業就業者を抱える林業事業体、こういう方々の経営体质の強化も図っていく必要があると考えております。

特に経営に関する高度な知識と経営スキル、こちらの方の習得が図れるよう、経営者向けの研修会などを開催し、経営マネジメント能力の向上を図ります。

それから④労働安全管理能力を有する事業体の育成ということで、やはり林業は危険な産業でありまして、ちょうど昨年は2件の死亡災害が発生したところでございます。

二度とこういう死亡災害を起こさないようなためにも、しっかり労働安全管理能力、これを高めていきたいというふう

林業振興課長

に考えております。

そのためには、まず、労働災害の低減、安全性の向上を図るために、できるだけ人が近くへ行かずに遠隔操作できるような機械、またスマート林業機器の活用を促進していきたいと思います。

それから、山の方の現場ではですね、なかなか携帯電話が繋がらないところが多くございます。

だから労働災害が発生したときに、救助機関へ迅速かつ、確実に連絡ができていないという現状がありますので、それを何とかできるような通報システムを早く導入したいと。

こちらについては林業事業体であったりとか市町村の方々と今、一生懸命考えているところでございますので、和歌山県に合ったシステムを早く導入できるように進めていきたいと考えてます。

また、安全意識を高めるために、安全管理者セミナー、またチェーンソー技術競技会、こんなもんも、県は率先して進めていきたいと考えてます。

そういうようなことをしながらですね、新規就業者につきましては、その下に目標を書かしてもらっていますけども、5年間で275人、年間当たりでいうと55人という、人数を新規就業者として確保していきたいと思います。

また、林業従事者の平均年収につきましても、令和元年度は340万円ぐらいで、令和3年度は県独自で試算すると、大体平均で350万円という数字になっていますけども、まだ低いということで、5年後には400万円というところまで持っていきたいなと思っております。

また労働災害発生件数も、年間千人当たり54件ということで、全国平均に比べると高い数字になってます。

全国平均はというとその横に書いてあります。年千人当たりでいうと30件というところなんですが、5年後には、その全国平均まで、下げていきたいと考えているところでございます。

次、13頁をご覧いただきたいと思います。

最後の章になりますけど、適切な森林の管理というところになります。

やはり和歌山県の森林、いろんな森林がありますけども、まず、貴重な自然、生態系を持つ森林、また景観保全上重要な森林、これらをしっかりと後世につなげていかなあかんというこ

林業振興課長

とで、今まで取り組んできましたけれども、県や市町村による公有林化を図って参りたいと考えています。

それから、生育の悪い人工林の広葉樹林化、こちらについては、今、スギ・ヒノキの人工林で生育の悪いようなところが見受けられます。

そういうようなところ、全部一斉樹種転換を図るような格好で、広葉樹林化を推進していきたいと考えています。

また、花粉の少ない森づくりの推進ということで、現在花粉症で悩まれている方、国民の中でも結構いらっしゃいますんで、こういうふうな花粉の飛散量が少ない苗木というのが、だんだん普及されてきておりますので、そういう苗木の植栽を推進するとともに、県の試験場の方でも、苗木の生産に必要な母樹園の整備拡張を行いまして、生産体制の強化も図っていきたいと考えております。

ちなみに今、花粉の少ない苗木は、大体年間で3万本ぐらいなんですけども、令和8年には13万本ぐらいにふやしていきたいと考えてございます。

最後の14頁になります。

企業の森の推進というところです。

こちらについては平成14年度から取り組んでいまして、現在101ヶ所で企業の森が行われております。

これをもっと増やしまして、令和8年には150ヶ所で企業の森が活動されるように取り組んでいきたいと思います。

それから⑤は、市町村による私有人工林の整備促進というところなんんですけども、令和元年度から森林環境譲与税というのが県市町村の方に配分されまして、この森林環境譲与税というのは、市町村によって人工林の整備を進めてもらおうと、必要な地方財源を国から市町村に安定的に譲与されるものであります。

そういうものを活用していただいて、しっかり市町村による人工林の整備を進めていこうということで、県では、今現在も市町村職員を対象とした実務研修を開催したりとか、航空レーザデータの解析によって得られた森林資源情報などを市町村と共有させてもらっているところでございます。

それから⑥は、違法な伐採の監視強化ということで、今後衛星画像を活用して上空から伐採箇所の検出を行いまして、無届け伐採であったりとか違法伐採、こういう伐採の監視を強

林業振興課長

化していきたいと思っております。

一番下のところについては、この適切な森林の管理というところでの、5年間の目標数値を書かしてもらっております。

それからもう一つのですね、参考資料の方は例年この局の方針ということで、ご説明させてもらっておりますけども、今回この森林・林業”新”総合戦略を基に方針を出しておりますので、ほとんどこちらの方に反映されたような状況でございます。

いくつか違うところ申し上げますと、こちらの方には山地災害の防止であったりとかそういうようなところが、こちらの施策方針の方には含まれています。

例えばで言いますと、2番目、2頁目の2の③、ですね、山地災害の防止、であったり、活力ある山村づくりというところで、山村情報の発信でったりとか特用林産物の振興というのもしっかり取り組んできますよというのが局の方針ということを書かしてもらっています。

なおそれぞれの事業の予算については、3頁、4頁、5頁の方に書かせてもらっているような状況でございます。

以上、簡単ですが、説明の方、終わらせていただきます。

議長

はい。

どうもありがとうございました。

非常に多岐にわたる戦略で、皆さんもしっかり目を通すのは大変なんではないかなと思うんですが、ここで皆様からご意見ですとか、ご質問ですとかそういうものがあつたらこの機会にぜひ、発言していただきたいんですがいかがでしょうか。

委員

まず一つ質問のところでなんですけども、35万m<sup>3</sup>で30億4000万円が目標の金額というのと、現在26万m<sup>3</sup>で、20、19億なんぼだったと思う。

平均単価がかなり上がっていると思ったんですけども、これはウッドショックを受けての話ということなのか、それか特に製材用材の部分を増産するという、そういう意図なのかということをまず1個目お聞きしたい。

あと、全体的に、この内容としたら、今の日本の林業の流れに沿ったというか、そこは世の中から求められてることだな

委員

あと思うんですけども、ちょっと自分の中で足りないんじゃないかなあというのが山主だったり所有者というところの、言葉がどこにも見当たらなかったような気がしてですね。

林業っていうものを構成するものの中に実際の山と、所有者があって、働く人があって、買う人がいてっていうところの、所有者っていう視点というのを。

別に今ここで書いてないから、すぐどうこうせいっていうことではないんですけども、実際運用していく中で所有者というものの視点っていうのをぜひ入れていただきたいなあという点。

それともう一つ、和歌山独自になる、前から言い続けてるようなことなんんですけども、山づくりっていうところで今のトレンドに乗った部分って言うことに対応するところについては、載っておったんですけども、紀州材が今評価されてる部分というところの中の、強度だったり、色味だったり、粘りだったりと、いうような部分っていうのが、次の世代に残していくための、これから皆伐を増やすということで、再造林というところの中で、これも今すぐここに書き込めるかどうかっていうんじゃないんですけども、撫育という言葉、なぜ育てるというようなことも。

全部が全部しろというわけじゃなくて、それもできるような制度というか、今の制度の中では、なかなかやりにくい、再造林して、そういう山を作っていくっていうのは難しい中で。

こつから先の話としてですけども、そういうところも、この考えの中に入れていただきたいなというふうに思います。

林業振興課長

3点ほど質問があったかのように思います。

まず1点目の、素材生産量と林業産出額の関係ということで、かなり単価が上がってるということ。

その通りでございまして、特にウッドショックをということでもないんですけども、まず一つはやはり、木材価格を上げていきたいというところで、しっかり取り組んでいきたいということ。

やっぱり先ほど、課題のところで申し上げました、製材用材の需要を見越したような格好で、その分を伸ばして、それで単価アップという計算したところ、こういう数字になったというところでございます。

林業振興課長

それで、もう1点目の森林所有者のところにつきましては、ちょっと書き足らないところもあるかと思うんですけども、我々としましては、儲かる林業を進めるというところをしっかりこの中で打ち出しております。

儲かる林業っていうのは、これは森林所有者に向けた言葉であって、やはり儲かる林業でないとやっぱり森林所有者も山の方を見てくれないというようなところがあるんで、そこをしっかりと進めていきたいという気持ちを、この中には込めているつもりでございます。

それから、森林の撫育、育てるところ、これについては非常にどんなに育てられるているかというところで我々も戦略を作るにあたってはいろんな試算をやりました。

例えば今までの手入れをしているところ、また、極端に植栽密度を落としているところいろいろやりました。

だけど、これは全部が全部一律的にいかない。

どういうふうな山に育っていくかっていうのは、いろんな方法があるかと思いますんで、そこら辺は、私どもも、いろんな方法のもとに進めていく、その中でこの人は立派な山ばかり作っていくっていうところがあれば、この人は材積だけ確保していくというような育て方もあるやろうし、それぞれを尊重しつつ、いろいろ支援していきたいなというふうに考えているところでございます。

どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でよろしいですか。

議 長

その他いかがでしょうか。

委員

一番最初の頁に新規就労者の推移というか、あると思うんですね。

一応目標 200 に対して 8 割ぐらいでとどまったということでまたこれから 5 年頑張るということなんんですけども、新規で就労された後ですね、ちゃんと定着してるのがどうか。

やっぱり、林業等に就職したけど、合わないとかやっぱり仕事が厳しいとかで、離職される方の割合ってのは、実際どんなぐらいいるのかなっていう、一つ目の質問ですんで、それに対する定着してもらうための施策っていうのは、いろいろ考えておられるのかということを教えていただければと思いま

委員

す。

それから二つ目はですね、木材利用に関してなんですが、県の方はかなり公共建築物の木造化木質化っていうのは、積極的に取り組んでいただいているというふうに理解してるんですけども、私の地元の和歌山市においては、本当に公共建築物の木造化木質化の比率ってのが非常に低いと思います。

私も立場上、年に1回ぐらい市長にお願いに上がったりするんですけども、やはり毎年出てくる答えが、木造建築と、例えば鉄骨なんかで建てた場合と価格差がどうしてもあるので安い方を選ばざるをえないっていうことと、それからもう一つは、木造建築、特に住宅に関するそういう専門家が、担当部署にいらっしゃらないというような、この二つぐらい言われてですねなかなか進まない現状があると思います。

ちょっとこの中で森林環境譲与税についてあまり触れられていないんですけど、私も市長なんかによく言っているのが、格差があるんだったら、特に和歌山市なんか森林環境譲与税がですね山もそんなにないわけで森林整備に使うお金もそんなに必要じゃないので、そういう価格差の部分を森林環境譲与税とかで補填するような形で、鉄骨並みの値段でやったような形で進められないのかとか、そういう提言はしてるんですけど、本当に森林環境譲与税についてはですね、今ちょっと政府内でも、ちょっと全然、十分な使われ方がされてないので、もうこんなんやめるか、もうちょっと縮小したほうがいいんじゃないかという議論もちょっと出てるっていうな話も、聞いてますので、その辺の森林環境譲与税の有効活用と、それから公共建築物の、特に都市部におけるですね、具体的に言うと和歌山市なんですけども、より一層の推進っていうですかね、その辺について、これは要望ですけども、ぜひとも県の方からもですね、後押ししていただいて、進めていただければというふうに思ってます。

よろしくお願ひいたします。

林業振興課長

まず、担い手の方の定着の話でございますけども、入ってこられてもやっぱり3年経つと幾分かはやっぱり難しいということですね。

例えば体力がもたないであったりとか、そういうようなことでやっぱり離れる方もいらっしゃいます。

林業振興課長

その割合としましては大体定着率が7割強ぐらいですかね。そのぐらいでありますんで、やはりそういうふうな格好で離れられる方がいらっしゃいますんで、そういうふうな離れる方も想定しつつで、この5カ年の新規就業者275人ということで、はじいております。

またこの定着させるためにどんな取り組みをしていくかっていうところなんですけども、まずやはり、この林業の担い手の方々っていうのはやはり、林業事業体さんに雇われるっていうのがほとんどの形になってきます。

そういうことの中で当然ながら、体力がもたないというふうな方々についてはなかなか止めることは難しいんですけども、その仕事の環境で合わないからとか、というふうなことで、できるだけやめられないようですね、そこら辺については今後、林業事業体さんと一緒にになって、先ほど申し上げました経営力の能力アップセミナーとかに取り組んで、雇用の定着率の推進という格好で進めていきたいなというふうに考えてございます。

それから木材利用の方につきましては、我々市町村の方でも結構公共建築物の木材利用を進めて欲しいということで、県の方から各市町の首長さんの方ですね、木材利用キャラバンということで、毎年行かしてもらっております。

その際やはり今、████委員おっしゃられたように、木造の方が高いんじゃないとかとか、いろいろ仰られる首長さんもいらっしゃいます。

そういうことの中でですね、今回和歌山県の公共建築課という県土整備部にあるんですけども、そこで県のいろんな建物データベースがありますんで、その中で本当に高いのかどうか、木造ってどんな高いかどうかっていうのをちょっとですね、資料に集めてもらいまして、そうすると、それほど保育園とかその辺であれば、全然それほど高くないんですね。

だからそういうデータを今度また首長さんのところへ行くときにはですね、持っていってしっかりそんなに高くないですよということをアピールしていきたいなと思っております。

また、最近のやっぱり脱炭素社会ということの中で、木造は炭素を貯蔵してそのまま何年間も貯蔵して、地球環境にも良いというふうなこともしっかりアピールしていきたいなと考えます。

林業振興課長

えています。

それから森林環境譲与税の話がございました。

県の方でもですね、市町村の方で、なかなかまだ森林環境譲与税関連に使いきれてない市町村もありますんで、それについてはしっかりと指導をしているところでございまして、その中で和歌山市さんについては、できるだけ公共的な木造とか木材利用というところでも進めていくという話は、一応伺っておりますので、ぜひ一緒になってよろしくお願ひいたします。

議 長

はい。

どうもありがとうございました。

委員

お願いします。

自然を相手にしてるものから見るとですね、この和歌山県の森林・林業“新”総合戦略なんだけども、森林と林業をトータルに踏まえた新しい総合戦略なんだというふうにタイトルに読めるんだけども、一方で副題にあるように、林業業務の新戦略なんですね。

この中ではやっぱり森林の持つ多様な機能、環境保全もううですけども、様々な面の役割が述べられていますよね。

この中で、読ませていただくと、御留林と、企業の森ぐらいで。

これはいすれも従前から行われている取り組みであります、新ではないんですね。

そうなると、新しい和歌山の森林・林業“新”総合戦略はどういうふうにいくのかって非常に心配なんですね。

これは自然環境の関係っていいますか、具体的な取り組みを始めていただきたいなと思っております。

林業振興課長

タイトルの森林・林業“新”総合戦略というふうな話から触れられて、そういうのから生物多様性のお話もいただきました。

もともと総合戦略があったので、それが新しくなりましたよというふうな意味合いで、“新”という字をつけたような次第でございます。

おっしゃられるように生物多様性戦略、多分今年度改定す

林業振興課長

るような話でもちろん伺っておりますんで、当然この企業の森であったりとか、新紀州御留林はお互いに連携しながら今進めているところでございますんで、今後も新しいところが出てきた段階でも同様に、同じように連携して、しっかり進めていきたいと思いますんで、今後ともよろしくお願ひいたします。

議 長

はい。

ありがとうございました。

じゃ、ちょっと1件だけ質問をお願いして、そのあと一旦議事を進めさせていただいて時間がある限り、もう一度、非常に重要なお話をと思うので。

■委員お願いします。

■委員

すいませんちょっと時間がおしてる中で申し訳ないんですけども、今ですね ■委員からのお話とそれから ■委員からのお話でもあるんですけども、この森林・林業“新”総合戦略というふうなことで、森林・林業局が作られた一番大きな総合戦略なんだというふうに理解をするわけなんです。

中身拝見させていただいても、林業の施策としてはおそらく必要なことの骨子はちりばめられているんだな、ってことはとてもよくわかります。

なんですけどもやっぱりちょっと、内向きだな。

つまり業界向きだなというふうにやっぱりちょっとと思ってしまうんですね。

県民の理解を得るという部分も非常に重要です。

で、例えばですけどもその県民にとってこういう施策を進めることがどんなに自分にこの利益があるのか、メリットがあるのかというふうなことも、やっぱりこう示していく必要があるのではないかなど。

全くやってないわけでは全然なくて例えば災害に強い森づくりに配慮したような政策も基金の方でもいろいろありますし、木育のような紀州の林業とか木材とかのよさを知つてもらうような活動ですか、そういうようなことも民間でも頑張って取り組んでおられますんで、是非ともそういうことも盛り込んで、こういう戦略っていう形で位置付けられると、もっと理解が進むかなと。

委員	<p>特に [REDACTED] 委員がおっしゃった中で、以前もですね、確かにその森林審議会の場でやっぱり木造建築物ってコストが高いっていうふうな話が出ていました。</p> <p>つまり私たちはこういう地域の木材で建造物を立てていくというふうなことを推進するのか、っていうとこをもっと市民や県民の皆さんにわかっていただいて、市町村の取り組みも後押ししてもらう。</p> <p>やっぱり少々コストがかからなくてもそれがいいんだ、というふうに後援してくれる市民をもっとたくさん作らなきゃいけないなんて本当思うわけですね。</p> <p>なのでもう少し、せっかくやってらっしゃる政策がたくさんあるので、そういうものをこの中に位置付けて、語られるとよりよいのではないかというふうに思いました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>非常に重要なご指摘ですか。</p> <p>何かコメントは。</p>
林業振興課長	<p>今後、そういうふうな意見を踏まえてしっかり県民等にもアピールしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ご指摘いただいたご意見は非常に貴重なものばかりで、おそらく他の委員の皆さんもいろいろそれぞれ、意見をお持ちだと思うんですがちょっとまだ二つ、議事が残っておりますので、先にそちらを、進めてからちょっと時間のある限り、またこちらに帰っていきたいと思います。</p> <p>どうかご了承いただけますようお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして議事の 4 番の盛土規制に関するこにつきまして事務局からご説明いただけますでしょうか。</p>
森林整備課長	<p>森林整備課の原と申します。</p> <p>お手元の資料の資料 3、盛土規制法の概要をご覧いただけるでしょうか。</p> <p>1 枚めくってもらいまして 2 頁目から説明いたします。</p> <p>先ほど局長からの説明もあり、少し重複しますが、盛土をめ</p>

森林整備課長

ぐる現状としまして、昨年静岡の熱海で、盛土崩落・土石流による甚大な人的物的被害が発生したことから、全国で盛土の総点検をしまして応急対策等を全国で実施しているところでございます。

県におきましても、そういう盛土を 5800 ヶ所程度を点検しまして、当然撤去が必要な箇所は、全部実施済みでございます。

なお詳細点検が必要な箇所につきましては、今月から調査することになっているところです。

制度上の課題でございますが、今いろんな法律がございまして、そういう法律によりまして、森林とか農地等の開発等を規制しているところでございますが、そういう各法律ので規定されています区域や、状況等によりましては、すべての盛土等の規制が必ずしも十分ではない例が、存在しているということが判ってきております。

そういうこともございまして、今回、宅地造成等規制法、これは宅地造成に伴う土砂流出などの災害防止を目的した法律でございますが、それを抜本的に改正いたしまして、土地の用途が宅地、森林、農地等にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

法律名を宅地造成及び特定盛土等規制法としまして、国土交通省と農林水産省による共管法となっております。

なお法律の方は 5 月 27 日に公布されましたが、この公布の日から 1 年以内に施行されることになっております。

今、いろんな関係で詳細の内容が協議されているところでございますが、まずは国土交通大臣それから農林水産大臣が基本方針を策定しまして、その方針のもと各都道府県知事が規制等を実施することになります。

基本方針につきましては、9 月ごろにその案が提示される予定となっております。

次の頁でございます。

改正概要としまして、大きく 4 点ございまして、まず 1 点目ですが隙間のない規制ということでございます。

この規制区域としまして、各県知事等が宅地や農地それから森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により、人家等に被害をおよぼしうる区域を規制区域として設定することになります。

森林整備課長

それは大きく二つございまして、宅地造成等と工事指定区域につきましては、市街地、集落、その周辺の人家等が存在する区域について、森林や農地を含めて広く指定することになります。

その区域以外ですが、特定盛土等規制区域としまして、市街地や、集落等から離れておりますが、地形等の条件から盛土等に伴う災害により、人家等に危害をおよぼし得るエリアとして斜面地等も含めまして指定することとなっております。

こういった区域を5年ごとぐらいに、規制区域の指定や、盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施することになっております。

その規制対象ですが、規制区域内に行います盛土等が県知事等の許可の対象となりまして、農地や森林における宅地造成等の際に行われる盛土だけではなく、単なる土捨て行為とか一時的な堆積についても規制されることになります。

盛土等につきましては、法律の中で宅地又は農地、放牧地、森林において行う盛土、その他の土地の形質の変更となっておりまして、当該宅地又は森林、農地等に隣接し、又は近接する宅地等において災害を発生させるおそれが大きいものとなっておりまして、いろんな区域設定を検討することになると思われます。

めくっていただきまして二つ目ですが、こういった盛土等の安全性の確保についてでございます。

許可基準手続きについてでございますが、盛土等を行うエリアの地形、地質等に応じまして、災害防止のために必要な許可基準を設定しまして、申請前に土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知説明会の開催などを行うことが要件化されております。

また、こういった協議や許可基準に沿って、安全対策が行われるかどうかを確認するため、各県知事が施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施することになっております。

現在、こういった盛土の基準や技術的基準について森林法の開発関係や土地改良法、砂防三法などの盛土関係に関する政令内容を踏まえて、検討されているとのことでございます。

めくってもらいまして、5頁の方につきましては、許可申請から工事完了までの流れを示したものでございます。

森林整備課長

赤で囲んだところ及び赤字で書いたところが、宅地造成法と比較して、新しく追加された手続きでございます。

許可申請前に所有者等の同意を得て周辺住民に事前周知を行い、申請に当たりましては、許可基準に事業者が必要な資力や信用を有すること、工事施工者が能力を有すること、土地の所有者等の同意を得ているというような面が設定されております。

めくっていただきまして、6 頁目でございますが、三つ目としまして、責任の所在明確化となります。

管理責任としまして、盛土等が行われた土地については、土地所有者等が常時安全の状態に維持する責任を有することを明確化することとなっております。

この土地所有者等については、土地の所有者、管理者、占有者となり土地が譲渡された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生します。

監督責任としまして、災害防止のため必要な時は、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等が命令されます。

当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等にも、原因行為者としての命令の対象になり得ることになります。

罰則についてその罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑が、条例等で定められている罰則の上限より高い水準に強化されています。

7 頁目から 9 頁につきましては、盛土規制法における監督命令や勧告、改善命令、行政代執行の内容を整理したものになっております。

また後程ご覧いただければと思います。

10 頁につきましては、盛土規制法の罰則として、懲役、罰金などを整理したものでございます。

最後になりますが、11 頁につきましては、改正内容の概要資料になっております。

現在、国の盛土等防災対策検討会や不法盛土への対処方策検討ワーキンググループにおいて各基準等が検討されてる状況でございます。

以上でございます。

議 長

どうもありがとうございました。

まだ審議中のお話ではございますが、ただいまのご説明でご意見、ご質問等ございましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員

5頁の、許可申請から工事完了までの流れというフローがございますが、上方の、周辺の流域に対して説明会の開催等により、工事内容の周知という項目がございますけれども、この周辺住民っていう周辺というのは、その業者が決めるができるんでしょうか。

どういうことをもって周知というのかと思います。

以前に太陽光発電の問題が起こりまして、説明会が開かれたんだけども、こちらは関係ないんじゃないのか、該当しないといわれることがありました。

もう十分説明したからこれで終わりだ、とかそういうようなことがあったんだよね。

その辺の、周辺地域というのも決定とか周知に関する考え、この辺はどんなふうに判断されるのか。

森林整備課長

いただきました質問なんんですけども、まだ詳細については、決まってない状況でございます。

太陽光発電の関係の条例と少し重なる形がございまして、どこまでのものが周知といえるのか。

それから、周辺住民につきましても、どの辺りを保全対象とするのか、検討されてるところでございます。

ですので、保全区域をどうするのかっていうことになりますが、この点につきましても、検討会で整理されていると思います。土地所有者への説明は当然でございますが、周辺住民への事前周知、こういうことを盛土等を行う、だけでいいのかどうか、どういうところまでの説明が必要となるのか、注視してるのでござります。

議 長

ありがとうございました。

まだまだ、なかなか確定しないところで難しいと思いますが森林は、多かれ少なかれ、盛土っていうのは、絶対とおる話でございますので非常に関係が深いということで、ぜひ次回

議 長

以降の審議会などでも、最新の情報をいただけたらと思います。

どうかよろしくお願ひいたします。

それでは最後の審議事項でございます。

5 番の大空間木造建築物の事例紹介でに入りたいと思います。

こちらも事務局からご説明いただけますでしょうか。

林業振興課長

こちらの大空間木造建築物事例紹介という資料をご覧いただきたいと思います。

令和 2 年度から、私どもと県土整備部の公共建築課が連携いたしまして、大空間の、木造建築物の整備に取り組んできました。

今回、ドクターへリ避難格納庫と熊野高校講堂の二つの事例を紹介させていただきたいと思います。

この取り組みとしまして、まず、主要構造物は、無垢の紀州材を使いたいと。その中でも、一般流通材を使っていこうということで、木造設計の第一人者であります東京大学の腰原教授の助言をいただきながら、構造設計や施工方法の検討をしたものでございます。

まずドクターへリ避難格納庫の概要ですけども、ちょっとイメージ図が、左の上の方に書いておりますけども、建設場所は、和歌山市加太となります。

構造は木造平屋建てで、延べ床面積が 402 m<sup>2</sup>。

現在、建物の工事が完了したところでございます。

次に、熊野高校の講堂の概要ですけども、建設場所は上富田町朝来で、熊野高校の敷地内の旧講堂の建て替えとなってございます。

こちらの方も構造は木造平屋建てで、延床面積が 790 m<sup>2</sup>。

今年 9 月に工事完了予定と聞いております。

なおこちらで、熊野高校の演習林がございまして、そこから伐採された、木材を内装材に使用するというふうにもなっております。

2 頁の方をご覧いただきたいと思います。

大空間を確保するためには、屋根加工が重要となってきます。

今回、二つの事例があるんですけど、それぞれちょっと違う

林業振興課長

工法を採用させてもらっています。

ドクターヘリ避難格納庫では、平行弦トラス工法を採用し、平行弦トラス工法とは、上弦材と下弦材が平行に配置されまして、その間に斜め材が配置された形式となってます。

また、その横の熊野高校の講堂では、キングポストトラス工法を採用してございます。

キングポストトラス工法とは、中央にキングポストと呼ばれる支柱を立てている、三角形のトラス構造です。

構造部分の建設費については、下の表の通りでございまして、本体工事のうち、電気設備、ユニット工事などの部分を除いたものを記載しております。

ドクターヘリ避難格納庫では、 $m^2$ 当たり 22 万 6000 円、熊野高校講堂では $m^2$ 当たり 17 万 5000 円となっております。

ここには書いておりませんけども、参考までに、県内で建築された、鉄筋コンクリート、鉄骨造りの体育館では $m^2$ 当たり約 20 万円というふうな額も出ておりますので、大きな差がないような結果となってございます。

資料の 3 頁が、工事状況の写真になります。

ドクターヘリ避難格納庫の平行弦トラスでは、地上部分で半分、右半分左半分という半分だけを組み立てて、左上の写真のようにですね、半分ずつクレーンで吊って施工を行いました。

右上の写真は、建物内部のトラスの状況でございます。

その下は外観の状況となっておりまして、木材使用量は全体で 134  $m^3$ ということです。

その下の熊野高校のキングポストトラスでは、三角形のトラスを地上で組み立てまして、写真のように、クレーンに吊つて施工いたしました。

こちらの方は、木材使用量 278  $m^3$ となってございます。

以上簡単ですが、大空間木造建築物の事例紹介を終わります。

議 長

はい。

どうもありがとうございました。

非常に大きなものが出来つつあるということで、一度ぜひ見に行きたいなと思いますけれども、何かただいまの件につきましてもご質問等ございますでしょうか。

議 長

ちょっと私からお伺いしたいんですがこういう大きな建物とか例えば、最近ですと横浜に11階建ての完全木造ができたりとか、そういうようなこともあります、何かそういう他の建物っていうのは今後も、何かこういう取り組みっていうのは続していくと考えてよろしいでしょうか。

林業振興課長

こういうふうな建物を考えて設計してもらったりするところは、県土整備部の公共建築課になってきますけども、うちとしては今回こういうふうにですね、大きな高いものを作っていただいたということは、県内ではなかなかないような事例ですんで、これを皮切りに、次へとどんどん木造建築物をこういうふうなものもできるよというふうな形ですね、進めていただきたいなというふうに考えてございます。

議 長

はい。

ありがとうございます。

特にご質問とかよろしいでしょうか。

■ 委員

回答の必要はないんですけど、熊野高校さんの講堂ですね。熊野高校さんの講堂は、いつもバスで通っている時に、おおいがかけてあって一体何ができるのかなと思っていましたら、最近なんかとてもおしゃれなものが、出現いたしまして、これは体育館では、ないなあと思いながら。でもとてもすてきな建物だなあと思ってて。

最初構内に何かお店でもできたのかしらとか、思ったんですけど、ぜひ皆さん、お時間がありましたら、熊野高校さん、ぜひぜひ、見ていただいて私はこの中を見せていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議 長

どうもありがとうございました。

ぜひ一般の方にも向けてもなんか見学会とかしていただくアピールにもなるかなと思います。

林業振興課長

熊野高校の方は、今年100周年事業を行われるというふうな話を聞いておりまして、それに合わせてこれを完成させたいという話も聞いてございます。

議長

はい、どうもありがとうございました。

そうしましたら一応以上で何とか五つの議事を完了することができます。

ちょっともう時間が来ておりますけれども、先ほどの議事の3番ですね、和歌山県森林・林業”新”総合戦略のところで、或いはもうこれ関係なく、県の森林行政、行政一般についても、ちょっとこの場で一言ということがございましたら、ご発言いただければと思います。

委員

とても気になっていることがあります。

何が気になっているかというとですね、私和歌山に来て、一番最初に、林業に1年半ほどかかわらせていただいて実際に山で働いたりして、今こうして”新”総合戦略を見せていただくと。

ものすごく林業のあり方が変わったなあというふうに思うんですね。

でも、ＩＴを使ったりして、どんどん進んでるなと思うんですけど、何が気になるかというと、山が資産として、遺産として次の世代に譲られていくという状況があるんじゃないかなと思うんですね。

そうすると、譲られた方がもうこんな山いらないなと言って手入れもしないで、そこにあらわれたのが森林環境譲与税です。

それで手入れしないよっていう人のところは市町村がしてあげるよっていうふうに理解してたんですけど、どちらかっていうと、この和歌山から出て行ってしまった人たちもなくて、この山は誰のものなのかわからんというのも出てきてると思うんですね。

でも大分前に聞いたような気もするんですけど、そういうときに、持ち主が誰かを探すのにも、この譲与税は使えるというふうに聞いたんですが、そのあたりは、どのように進んでいるのかなと思います。

そして、小さな林家さんが儲かる仕組みというのが、すごくこう進んでるのかなあという気もするんですね。

自分のどこで伐った材を、実際、軽トラで出していって、自分で育てて伐って売るということをしているところも、確か

委員

南部の方からどっかであったと思うんですがそういうことが進んでいるんでしょうか。

とてもこの気になります。

大きな山主さんですか、しっかりしてるとこは、森林組合さんにお願いしたりとか、その市町村でやってくれるのにお願いしたりとかしていくんであろうなと思うんですけど。

どうも、何かほったらかされてるところも多いような気がしてるので、そのあたりは県としてどのようにお進めになつていらっしゃるのかを、少し知りたいなと思います。

林業振興課長

まず山の資産の価値のようなお話をうけさせていただきまして、非常に、これは私ども危惧しているようなところで、今持っている方々、また、これから親から譲られようとしてる方々に対して、この山の価値をどう高めていくかというの非常に重要な問題だというふうに認識してございます。

そういうことの中で、山の価値を高めるためには國の方でも今やっている森林クレジットみたいな格好ですね、クレジットは見直されようとしておりますけども、こういうようなものをもう少し、これから普及、また活用していただいと、山の方にもっとお金が入ってくるようにすれば、また変わってくるのかなというふうに考えてございます。

その中で不在村森林所有者の方々の進め方っていうのも、先ほど委員がおっしゃられたように、森林環境譲与税を活用して進めることができます。

ただ、現在のところ森林環境譲与税を活用し今市町村が所有者の探索をしているところは、今の段階では県内ではございませんでした。

その中で、場合によってはもう例えば森林を市町村の方に寄付されるっていうふうな方もいらっしゃるというふうな話も聞いてございます。

いろんな話があるんですけど、県内では地籍調査が進んでるところもありまして、もう90%進んでるところもあります。

ただ一方で、40%も行ってないようなところもありますので、まだ市町村の方々にはまずこの森林所有者が誰なのかっていう地籍調査をまず、早く進めていただきたいなというふうに考えているところでございます。

林業振興課長

それとあと小規模な森林所有者の話になってきたと思うんですけども、ここ最近ではやはり県内でもバイオマス発電所ができることによって、いろんな今まで山で放置されていたタンクロ的なものも結構お金になるようになってきております。

バイオマス発電所の方が購入することによって、収益的には昔よりずっと上がってきてると思います。

そういったところをしっかりと、県の方も情報を掴んでまた、振興局から民間さんの方にもアピールし、林家さんの所得収入につなげていきたいなというふうに考えてございます。

またいろんな機械の導入についてもですね、県の方で、レンタル制度もありますんで、その辺の活用も推進して、収入向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

非常にこちらも重要なご指摘だったんですが、ちょっと時間が5分過ぎておりますがちょっとあと1件だけお受けしたいと思うんですが、お願ひします。

委員

森林・林業“新”総合戦略の13ページに、御留林によるっていう、項目があつて写真が2枚ございますね。

右側の方に、スダジイ・アカガシ群落という、キャプションが入ってるんですが、これ具体的にはどこなのか。

もしわからなければ、次回とかでもよろしいですか。

スダジイってのは、海岸沿いにある種なんだよね。

アカガシなんかは標高の高いところで生える種でその中にスダジイがあるような話っていうのは、見たことない。

こういう群落ってのも聞いたことないんですよね。

森林・林業局長

ちょっと確認させていただきまして、また、ご連絡させていただきたいと思います。

すいません。

林業振興課長

資料の方はございませんが、ちょっと2点ほどご紹介の方をさせていただきたいと思います。

実は東京オリンピックパラリンピックの選手村ビレッジの

林業振興課長	<p>方に、和歌山県から木材の方を送っておったんですけども、それが解体されました。戻ってきたのは令和3年の暮れの方だったんですけども、今年度、再利用いたしました。</p> <p>オリンピックパラリンピックのレガシー木材ということで、紀三井寺公園陸上競技場のエントランスに展示ブースがあるんですけども、それが全然殺風景だったんで、その木質化を一つ行いました。</p> <p>またもう一つはですね、秋葉山公園県民水泳場、こちらのエントランスホール、ここも全然、奥のプールの方は、屋根の方とか、木が見えるんですけども、手前のエントランスホールの木質化もその材を使ってさせてもらいましたので、また一度ご覧になっていただけたらなと思います。</p> <p>もう1点がですね。</p> <p>イオンモール和歌山の方で、今度8月11日に、来てみて触って紀州備長炭という、備長炭の関係のPRをさせていただきます。</p> <p>第1回目は5月ぐらいにさせてもらって第2回ということです。</p> <p>今回は紀州備長炭を使って現地で電気を起こして、ちょっとプロペラをまわしたりとかですね、そんな夏休みの工作的なところで、備長炭の魅力を発信していきたいということです。</p> <p>これは、県木炭協会の■とか、その他の方々と県の方で、一緒になってPRしていきますんで、もし、お時間のある方ありましたらまたよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>本当に時間がちょっと超過してしまって申しわけございません。</p> <p>ご発言いただけなかった皆様には本当に申しわけございませんでした。</p> <p>ぜひ次の審議会の機会でもこういう時間設けていただきて、ぜひ委員の皆様からのご意見をもっともっと県の審議に生かしていただけるようにというふうにお願いしたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
--------	---

議 長

それでちょっと初めての進行で時間配分がうまくできずに大変申しわけございませんでした。

以上でこの審議会の進行を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

事務局の方お願いいいたします。

司 会

はい。

████████会長どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って事務局にて議事録を取りまとめ、冒頭会長から、議事録署名人としてご指名いただきました████████委員、████████委員に署名捺印をお願いしたいと存じておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは以上をもちまして本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

気をつけてお帰りください。

お疲れ様でした。